

第十四節 藥種商取締と種痘免許調査

明治維新政府は明治元年閏四月十五日、阿片煙を嚴禁し、同三年八月九日、生鴉片取扱規則を布告して阿片煙草を嚴禁し、藥用阿片の取扱を規定したが、同年十二月七日、藥取締局を大學東校に置き、坊間の売藥類も大學東校の方書に従って、検査の上、免状を与えることとなった。そして同月二十三日には賣藥取締規則を布告し、賣藥に「勅許、御免」などの文字を付することや、神仏夢想家伝秘法等を禁じ、新規發賣のものは処方、功能、用法、定価等を詳記して東校に願出、従來販賣したものは処方、效能、用法、定価などを明記してこれ亦同様東校に提出せしめ、定価の増額を禁じ、有効な賣藥を發明したものは七ヶ年の専売を許可し、七ヶ年後に一般に公示することとなったが、明治五年五月、京都府は「藥種商業之規則」を布告し、藥局を合藥業、藥店を通藥業とした。又、同年七月十七日、大學東校の賣藥取締

を廢し、十月五日、文部省は御雇外國教師に諸港の輸入藥品の贗藥取締の方法を調査せしめたが、翌六年一月下旬、長崎医學校教師ゲールツは前記のように長崎県当局に建議するところがあった。その後、司業場の開設に至るのであるが、又、同年六月二十二日には、文部省は布達第九十号を以て藥店商業の者の姓名、明細書及び軒数等を各府県に調査せしめた。その後更に、央第百十六号を以てその書法難方を改正したが、長崎県では明治七年五月二十五日に文部省に報告を提出している。（明治七年、學務課事務簿、内務 兩省窺届指令留）

文部省明治六年第九十号第百十六号布達藥種商業取締之義追々管内より差出候ニ付取調候処文例齟齬致居候向茂不少候ニ付改正為差出候上進達可仕候処遠隔之地ニ到リ候而者往復數日を費し余り遅延ニおよひ候ニ付一応此儘進達仕度尤大体之御趣旨ニ到リ候而者精々添削を加へ明白相成候様奉存候此段相伺候也

第十四節 菓種商取締と種痘免許調査

御達差案

明治六年第九十号御布達菓種商業取調方管内江相達書連ニ差出居候央第十六号ヲ以書法雛形御改正之段御達ニ付又々布達替仕差出方追々督促致候得共管内隔遠離島之地多く兎角遷延ニおよび取纏相成兼候付前後差出有之候分別冊ノ通書法齟齬錯雜之廉不少候得共偏僻之地ニ到リ候而者往復数日ヲ費シ速ニ用弁難仕候条先以其儘進達仕候間可然御取捨可有之候尚追々取調進達可仕候此段申候也

明治七年五月廿五日

長崎県令 宮川 房之

少輔田中不二磨殿

文部卿木戸孝允殿

別冊は「菓商調姓名録」で、長崎には第二大区七小区六拾番地西浜町松崎栄次郎他三十名、諫早には西町糸山伊二郎他四名、大村には本町吉川周三郎他三名、島原藩地方には南有馬村山下庸甫他三名、平戸藩地方には平戸町鳶屋国作他七名、五島には福江松島凌山他二名、対馬には敵原今屋敷町丸島文蔵他十名が登録されている。

一方、種痘の制度は、別項にも述べたように、明治元年以来、種々改正されるところがあり、明治四年十一月

十日、文部省達無号を以て規定された種痘医の免許手続き法に従って、長崎県でも翌五年正月には医学校種痘掛森玄道がその事務を取扱っていた。(明治七年、学務課事務簿、諸方来往翰、全)

森 玄道

右医学校種痘掛ニ付相願度ものへ向後同人へ可申出事

一 管内種痘修行致度有志之者へ免許相請候医家へ入門習熟

之上師家々其旨当県江届ノ書状ヲ乞請免許可願出事

申正月

処が、明治七年五月二十二日、学務課は種痘医開業を管内より願出るものうち、その練、不練の調査の行届兼ねることがあり、今後、医学校種痘掛森玄道に検査させたいから一応これを懸合つて置くと長崎医学校に文書を發した。翌日、長崎医学校は備森玄道へ申達した処、その場所も時日等も不分明であり、且つ種痘術免許のこととは先般御頒布になったこともあり、その師家より願立て、管轄庁において事実を取糺した上、許可する手筈になつていたと覚えていたが、今度の来書の意味を考えると、長崎県学務課に専任になる訳であろうか、それとも

新たに御布達などがなかったか、医学校でも心得として承知していたいからと申進ずる処があった。これに対して、庶務課学務掛では二十七日に至り、種痘開業願云々は先般文部省の公布の旨もあり、これまで長崎県で踐行して許可を取計らって来ていたところ、この頃、各区より開業を願出る向きの中に、その師家の手を経ないで、開業を申立てる者も間々ある。これ等、成規に出ない願書は採用しないのが至当であるけれども、中には遠在の者でその成規を心得ぬため、罷出て願立てる者もあり、これを一々差返しては本人の迷惑は勿論、事柄が人命に關するので、県庁で都合を僉議していたところ、この事情は黙止し難く、森玄道へ県下の検査を遂げさせ、成規に法って貰えるならば、尚、取糺した上、上下の便宜を要し、許可あるようにしようとの僉議を遂げた。その辺のところ兼ねて医学校にも通知して置きたいから先日懸合ってみた訳で、この事柄は兼ねて学務掛の専務なので、書記が誤って学務掛と書載したのは全く書損じである。だからこの点、用捨して貰いたく、且つ懸合の主旨

は前述の通りだから、この辺は兼ねて御承知頂きたいと医学校に宛てて回報芳々進知するところがあつた。これは県令宮川房之の名で提出されている。これに關して五月二十八日に医学校長代理土屋寛之が給料のことについて県と交渉して、それに対する県学務課の返答は無給である旨、三十日に至って医学校宛てに送付している。次に、その二つの資料のみを示そう。(「明治七年、学務課事務簿、諸方来往翰、全」)

種痘免許御取扱振之義依御細答致了解候随テ森玄道義ハ別段
貴県ニ於テ御採備ニ相成月給等被下候御趣意ニ候哉將タ当校
雇之儘御使令ニ供シ候様可申付哉同人江達振モ有之候間更ニ
及御問合候也

長崎医学校長阪井直常代理

文部省八等出仕土屋寛之(寛之印)

明治七年五月廿八日

長崎県 御中

五月三十日

学務課

令(宮川)

医学校江之御回答案

第十四節 薬種商取締と種痘免許調査

森玄道義は貴校御雇之儘御使令之余暇を以臨時召仕度候間別段給料等ハ附与不致候義ニ付可然御取計可被下候此段及御回答候也

これより先、五月十日付で、諸学校の書籍その他の取調に關して文部省の公布した布達があつたが、文部省は六月十七日、長崎県の派遣する東京支庁勤務の県吏を招き、来る七月十日までに間違ひなく上申するよう命じた。この制度は後年まで維持され、遂には学事年報が調整されるようになったのである。又、この種痘医の免許に対する調査で明治七年十月の文部省種痘規則は充實した衛生法規となつて行つたのである。

処で、十一月二十五日、県令宮川房之は各大区の区戸長に対し、第二百八十号を以て、種痘医志願者の手続を達し、文部省第二十七号を以て布達された種痘規則に従うべきことを示した。次にその達を示して置こう。

第二百八十号

各 大 区

区 戸 長

是迄種痘医タラン者ハ師家ヨリ其術習熟ノ証書ヲ以願出候者

ハ免許状附与致来候処今般文部省第廿七号ヲ以種痘規則布達相成候ニ付檢閲之上更ニ免許状引換相渡候条履曆書相添可願出候此段相達候事

但自今種痘医致度願出候者ハ渾テ種痘規則ニ倣ヒ履曆書相添可願出候

明治七年十一月廿五日

長崎県令 宮川房之